

平成22年度幼稚園就園奨励費補助金国庫補助限度額

I 従来条件（兄・姉が幼稚園児の場合）に該当する国庫補助限度額

・同一世帯から複数園児が同時に就園している場合は、以下の限度額に該当します。

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
			1人就園の場合 及び同一世帯から 2人以上就園して いる場合の 最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の 次 年 長 者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の 左 以 外 の 園 児 (第3子以降)
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合算額	20,000	50,000 49,000	79,000 78,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯				
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
私立	I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯		220,000	260,000	299,000
	II 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	190,000	245,000	299,000	
					当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯
	III 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	106,000	203,000	299,000	
IV 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	43,600	172,000	299,000		

- 注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
 2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
 3. 実際の支払い額が限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。

Ⅱ 新条件（兄・姉が小学校1～3年生の場合）に該当する国庫補助限度額

・同一世帯に小学校1～3年生の兄・姉を有する園児については、以下の限度額に該当します。

(単位：円)

区 分		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の 兄・姉を1人有して おり、就園している 場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有して おり、同一世帯から2人以上就園して いる場合の左以外の園児及び小学校1～3 年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
公立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合算額	35,000	78,000
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯			
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
私立	I 生活保護法の規定による保護を受けている世帯		240,000	299,000
	II 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		218,000	299,000
	III 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯		155,000	299,000
	IV 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯		108,000	299,000

- 注1. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
 2. 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。
 上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)
 3. 実際の支払い額が限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。